

- (3) 機構からの借受希望者の公募は、都道府県内の全域で必ず実施して下さい。
- ・ 公募は、十分な期間をとって実施し、借りたい人が手をあげる機会を確保して下さい。
 - ・ 担い手が十分いない地域については、公募の他にも借りたい人の発掘に努めて下さい。これがないと、スムーズな農地流動化は進みません。
 - ・ 新規就農を希望する方や農業に参入しようとする企業が、公募に手をあげているときは、その方々に貸せる農地（まとまった耕作放棄地を含む）を積極的に探し、借り入れた上で転貸するよう配慮して下さい（必ずしもモデル地域である必要はありません）。このためにも、機構の役職員が、各市町村・各地域の状況に精通していることが必要です。
 - ・ 新規参入の促進も機構の目的の一つであり、確実に実績を上げなければなりません。
- (4) 農地の出し手に対する助成措置は、機構が農地の集積・集約化等の成果を上げるためにうまく活用して下さい。ここが各機構の経営判断のポイントの1つです。
- ・ 助成金は成果を上げるための手段であり、助成金を配ることを自己目的とすることは慎んでいただく必要があります。
 - ・ 当然のことながら、助成金を使いながら、それに見合う農地集積・集約化の成果があがらない場合には、その機構のコストパフォーマンスが著しく悪いという評価になります。
- (5) 常に、農業法人等の担い手、経済界、マスコミから見られているということを意識して機構の運営に当たって下さい。
- (6) 成果が上がらない理由を考えるのではなく、どうしたら成果が上がるかを常に考えて創意工夫していただくよう、お願いします。
- (7) 最後は実績の数字です。

宮城県農地中間管理事業評価委員会委員名簿

(平成28年度)

区分	組織名	職名	氏名	備考
委員長	東北大学大学院	教授	伊藤 房雄	
副委員長	(公財)みやぎ産業振興機構	副理事長	伊本 廣一	
委員	宮城県市長会	事務局次長	吉野 博明	仙台市総務局総務部長 H27,10,29付け就任(知事認可日)
委員	宮城県町村会	理事事務局長	佐々木 昭男	
委員	弁護士	弁護士	丸山 水穂	

※評価委員会設置要領に基づき、委員は5人以内

※委員の任期は、同要領に基づき2年(H26,12,18~H28,6,30; 吉野委員はH27,10,29~H28,6,30)

平成27年度 農地中間管理事業実施状況についての意見について

平成28年 6月24日

宮城県農地中間管理事業評価委員会

【実施状況に対する意見】

1 基本スタンス

①宮城県

宮城県は、昨年度と同様に、農地中間管理事業を担い手育成に向けた農政の重要課題と位置づけ、市町村やJA、農業委員会等の関係機関と積極的に連携を強化し、協議・意見交換を行いながら、事業の活用に向けた意識醸成に努めている。

しかし、平成28年度には、国の制度変更により協力金の交付基準が変更され、現場が混乱している状況も認められるので、事業推進に向けてなお一層の関係機関等との連携が必要である。

また、被災沿岸部で、「農業を続けたくても出来ない」農業者が発生していることから、「出し手」と「受け手」の双方に丁寧な対応が必要になると考えられる。

②宮城県農地中間管理機構（公社）

宮城県農地中間管理機構も昨年度と同様に、農地中間管理事業を担い手育成の重要施策と認識し、関係機関等に積極的に出向き、事業の説明や協力要請を行い事業推進に取り組んでおり、評価できる。

しかし、多くの業務を外部委託していることから、事業を推進していく中で生じる様々な課題を現場レベルで共有し、外部委託先と連携して適切な対策を講じる姿勢が今後一層重要になってくると思われる。

③その他

まだ十分な人員を確保できていないと思われるものの、昨年度指摘した地域コーディネーターを配置し、業務を推進している点は評価できる。

このほかに、平成28年度からの国の制度変更による協力金交付基準の変更に対し、「依然として猫の目農政」と揶揄する声も聞かれるので、県と機構が一体となって、関係者や農業者に対する丁寧な説明、対応に留意すべきである。

2 推進体制

①宮城県

宮城県推進本部を設置し、関係機関や関係団体との連携を図るとともに、地方組織においても圏域毎に組織を立ち上げ、取組を推進している点は評価できる。

ただし、国のアンケート調査結果をみると、機構との連携が「うまくいっていない」と認識している市町村が一定数いること、そしてその多くが現場でのコーディネート活動を行う職員等が不十分であると認識していることに留意する必要がある。この点について、平成28年度は地域コーディネーターを増員することから、問題の解消が図られていくと思われる。

このほかに、事業を推進していく中で、今後さらに様々な課題が生じてくることも想定されるので、地方振興事務所とともに県が主体的な関わり、現場の課題を積極的に掘り起こす体制の充実が望まれる。

②宮城県農地中間管理機構（公社）

上記で言及したように、平成27年度は地域コーディネーターの人員が必ずしも充分ではなかったことから、機構との連携が「うまくいっていない」と認識している市町村が一定数いた。この点に関して、指導農業士や農業法人協会会員は市町村と機構の双方にその原因があるとみており、これまで以上に両者の意思疎通を改善していく必要があると思われる。

特に、同事業は多くの業務が外部委託となっていることから、今後さらに県、市町村、機構、関係団体等の共通理解に基づく連携が不可欠であり、トータルコーディネートを意識した体制整備に留意することが肝要である。

③その他

同事業は、出し手に対するインセンティブは認められるが、受け手に対する支援策が見えにくい。このため事業の推進に当たっては、受け手に対する融資や補助金等の支援策をわかりやすく整理し、その情報を周知していく体制の整備も必要と思われる。

3 推進方法

①宮城県

平成27年度の事業は着実に実施されており、相応に評価できる。ただし、今後の事業推進に伴い相当の農地集積が図られるとは思われるものの、同事業の目的は担い手の育成にあることから、受け手が営農計画を策定する中で農業の将来性をどのように描き、農業を維持していこうとしているのが重要である。これは地域づくりにもつながる重要な問題なので、県も地方機関を最大限活用し、地域に一步踏み込んだ取組の充実が求められる。

②宮城県農地中間管理機構（公社）

上記で言及したことと同様に、平成27年度の事業は着実に実施されており、充分

に評価できる。

ただし、現在の推進方法は、出し手（農地の供給）側に偏っている観が否めない。同事業は開始してからまだ間もないこともあり仕方ないことなのかもしれないが、市場原理からみれば、受け手（農地の需要）側のニーズ（作業効率の向上から大規模化と集約された優良農地の借入）を的確に把握し、マッチングしていくことが肝要と思われる。また併せて、優れた経営者の育成をはじめ、「担い手づくり」等のソフト事業にも力を注いでいくことも大切であると思われる。

このほかに、国のアンケート調査結果をみると、指導農業士や農業法人協会会員の約9割が「機構の事業が軌道に乗っているところまで至っていない、軌道に乗っていない」と評価しており、これまで以上に関係機関等との連携強化や「人・農地プラン」の作成に向けた話し合いを推進していくことが大切である。

また、同事業の当事者（出し手と受け手）は、必ずしも契約に慣れているわけではないこと、契約件数が増えてきていること、トラブルや中途解約のリスクも増えること等から、今後一層契約内容の説明を正確に行う必要がある。

③その他

同事業は、今後さらに対応が難しい課題に直面すると思われるので、現場との意思疎通に充分留意し、相互に連携を密にして、タイムリーで迅速な対応を期待したい。

4 事業実績

①機構借入関係

昨年度と同様に、期間を平成27年度末ではなく県内の水稻作付けがほぼ完了する平成28年5月末までとすると、利用集積の計画対比は85%となり、実質的にAランクと評価できる。

②機構貸付関係

上記①と同様に、期間を平成27年度末ではなく県内の水稻作付けがほぼ完了する平成28年5月末までとすると、利用配分の計画対比は104%となり、実質的にAランクと評価できる。

③機構管理（実績無し）関係

実績がないためコメントは特になし。

④機構条件整備（実績無し）関係

実績がないためコメントは特になし。

⑤貸付希望者リスト掲載関係

平成27年度の貸付面積は計画対比で72%であり、Aランクと評価できる。

⑥貸受希望者リスト掲載関係

平成27年度までの目標「認定農業者80パーセント」を相当下回っており、Bランクと評価した。

5 その他

全体として宮城県の農地中間管理事業は軌道に乗り始めていると思われることから、Aランクと評価できる。



農地中間管理事業の取組状況について

平成28年12月20日（火）
宮城県農地中間管理機構
公益社団法人みやぎ農業振興公社

I 法人指定

平成26年3月28日 宮城県（農振）指令第220号 宮城県知事指定
根拠：農地中間管理事業の推進に関する法律（H25法律第101号）第4条

II 事業概要

農地中間管理機構（以下「機構」という。）として、農地の賃貸借を通じて、農地利用の再分配を行うこと等により、①農業経営の規模拡大、②利用する農地の集約化、③農業への新規参入の促進を図るもの。

具体的には、農業振興地域整備計画策定33市町村（県内35市町村中塩竈市・女川町除く）を対象に機構が農地所有者より①農地を借受け（農地中間管理権）て、②必要な場合には簡易な条件整備等を実施し、③担い手（認定農業者等）へ農地集積に配慮し貸付ける。

III 事業実施状況等

1 今後10年間の農地集積目標

【根拠】

- ①農地中間管理事業の推進に関する基本方針（宮城県H26,3策定）
- ②宮城県農地集積アクションプラン（宮城県H26,9策定）

(1)集積目標面積

（単位：ha）

	現状（H22）	目標（H35）	今後集積すべき目標
耕地面積(A)	129,600	129,600	-
担い手利用面積(B)	59,090(100%)	116,640(100%)	57,600(100%)
自己所有面積	21,110(36%)	23,300 (20%)	2,190(4%)
内 借入面積	14,527(24%)	58,300 (50%)	43,773(76%)
訳 農作業受託面積	23,453(40%)	35,040 (30%)	11,587(20%)
集積率(B)/(A)	45.6%	90.0%	

(2)借入農地の集積目標面積

10年間 **41,300ha (43,773ha (H22末) - 2,473ha (H23~H25実績))**
年間 2,000ha ~ 4,560ha

2 農地中間管理事業年次別事業実績・計画

（単位：ha、件）

区 分	H26実績		H27実績		H28	
	件数	面積	件数	面積	件数	面積
借 入	981	882	3,500	2,953	8,500	4,250
うち 転貸 (過半数借入)	320	450	2,305	2,904	4,297	4,297
うち 管理	0	0	0	0	200	100
うち条件整備	0	0	0	0	100	50

＜参考＞・・・H28以降借入農地における事業別目標設定

担い手農業者に対する農地集積面積（借入）の事業別目標の設定（県）

県全体の年間集積目標面積 4,560ha（純増）(A)

の75%が機構対応 3,400ha（純増）(B)

H28以降の機構目標面積 4,250ha（純増以外含む）(C = B ÷ 0.8)

3 推進体制の整備

(1) 県推進体制 (H26,5,1設置要綱策定)

① 県推進本部

農林水産部次長(農振担当)が本部長・次長(NN担当)が副本部長・関係各課長が本部員

② 県農地集積連携推進会議

県推進本部+農地中間管理機構+県域関係団体

③ 地方推進本部

副所長(技術担当)が本部長・関係各部長が本部員

※H26,12月、「チームリーダー及びサブリーダー、事業担当者」を設置し体制強化

④ 県(圏域)農地集積推進会議

地方推進本部+市町村域関係団体

(2) 機構(公社)推進体制

① 役員体制

農地中間管理事業の推進に関する法律第4条第2項に定める「役員の過半数が、経営に関し実践的な能力を有する者であると認められること。」を考慮した体制を整備した。

(H26,6,17定時総会及びH26,8,20臨時総会承認)

② 農地中間管理事業評価委員会

農地中間管理事業の推進に関する法律第6条第3項に「委員は、農地中間管理事業に関し客観的かつ中立公正な判断をすることができる者のうちから、県知事の認可を受けて機構の代表者が任命する。」と定められており、任期2年のため、現在第2期目の委員となります。

・委員長：東北大学大学院教授

伊藤 房雄 氏(再任)

・副委員長：(公財)みやぎ産業振興機構副理事長

伊本 廣一 氏(再任)

・委員：(一社)東北経済連合会常務理事事務局長

齋藤 幹治 氏(新任)

・委員：宮城県県町村会理事事務局長

佐々木 昭男 氏(再任)

・委員：弁護士

丸山 水穂 氏(再任)

(H26年度は2回開催、H27年度は3回開催。H28も3回開催予定)

※委員長・副委員長は留任を予定しております。

③ 事業実施体制

担い手育成部農地班+総務企画部内に28人配置

①専任：機構チーム10人配置(職員8+臨時職員2)

②専任：地域コーディネーター7地方事務所毎に13人配置(H28,10,3)

③兼任：集積チーム3人配置(職員3)

④兼任：総務2人配置(職員2)

(3) 市町村等との連携体制

本事業の推進については、市町村の農業施策との整合性をもって実施することが最も適切であることから、法律において「業務委託」できる機構事業が規定されている。

【業務委託状況】

①対象：県内35市町村のうち農業振興地域整備計画を策定している33市町村等

②業務委託先：29市町村+角田市公社+13JAの43委託先

(この他に3町と委託額ゼロでの委託契約)

(4) 担い手農業者組織等との事業連携協定

・H28.6.21：連携締結式実施。受け手となる担い手農業者等と意見交換を実施済。

・目的

宮城県農地中間管理機構(公益社団法人みやぎ農業振興公社)と宮城県担い手農業者組織及び(株)日本政策金融公庫・農林中央金庫が連携し、農業経営の規模拡大や農用地の集団化、農外からの新規参入等を促進し、農用地の利用の効率化や高度化を図り、もって農業の生産性向上に寄与する。

・当事者(協定締結者)

(公社)みやぎ農業振興公社

宮城県農業法人協会・宮城県認定農業者組織連絡協議会・宮城県農業士会

宮城県農村青少年クラブ連絡協議会・農業参入法人連絡協議会

(株)日本政策金融公庫・農林中央金庫

4 業務推進活動等

【H28年度事業推進活動方針】・・・H28,9,26策定

① 機構集積協力金の有効活用により推進します。

- ・制度の一層の周知を図り、機構への貸付けに踏み切るきっかけとします。
- ②**既存賃貸借契約期間満了案件を機構事業へ誘導します。**
 - ・機構事業介入率を高め、農地中間管理権による再配分調整機能を活用し、担い手農家が利用する農用地の連担化・団地化を進めます。
- ③**本格的な人・農地プラン等の作成により推進します。**
 - ・地域農業の高齢化・農地の状況等を踏まえ、人・農地プランの見直しにおいて地域合意を目指します。
- ④**重点実施区域及びモデル地区を中心として推進します。**
 - ・地域コーディネーターを中心に地域に根ざした推進を図ります。
 - ・成果を成功事例として県内他地域へのヨコ展開を図ります。
- ⑤**ほ場整備実施地区を積極的に推進します。**
 - ・農業農村整備事業関係機関との連携により、担い手への集積手法の高度化・安定化への誘導を実施します。
 - ・「農作業受託」から「農地中間管理事業による賃貸借」への誘導を図ります。
- ⑥**県内全体を対象として推進します。**
 - ・関係機関等の広報誌、マスコミ等の活用を図ります。
 - ・関係機関等組織幹部との連携、協力を強化します。
 - ・産業界との連携強化に努めます。
 - ・受け手対策：関係機関等との連携による各種会議研修会等の活用を図ります。
 - ・出し手対策：土地持ち非農家等を意識した広報等を実施します。

【周知活動等の実施】

- ①各種研修会への積極的参加（事務担当者・事業活用者双方対応）
- ②マスメディアの活用（新聞・ラジオ・テレビ等）
 - TBCラジオ放送・日本農業新聞広告掲載実施
 - マスコミに対しての持込企画提案
- ③関係機関の広報誌の活用（県・市町村・JA等）
- ④ダイレクトメールの活用（担い手等に対して）
- ⑤PR資料の活用（説明資料・グッズ等）
- ⑥地域農業の明日を考えるシンポジウム開催（H28,9,8）
- ⑦移動「農家相談窓口」実施（白石市農業祭・JAみやぎ仙南農業支援フェア）

【事務処理及びデータ管理等の効率化】

- ①業務推進マニュアル及び様式集の第3版作成・配布
- ②帳票作成支援システムの開発・配布（一部改良済）
- ③データ管理システムの開発（協力ソフト会社との連携で開発済）
 - ※管理システムは、公社開発協力で開発の後開発業者よりリースである。

【その他】

農林水産省・東北農政局・（公社）全国農地保有合理化協会との連携強化

5 事業の実績等

(1)借受希望者の募集

実際に農地を借受けるためには、農地の借受希望者（担い手）として機構の『借受希望者リスト』への登録が必要。

【借受希望者の募集実施状況】

平成28年度は、年4回実施（H28,4・7・10実施済・H29,1実施予定）

※機構集積協力金の対象期間が4月～3月から1月～12月に前倒変更に伴い4月18日開始分を追加。

【募集結果公表内容】（H28第3回まで）

機構としては12回（H26（6）+H27（3）+H28（3））募集した公表概要

①対象：県内33市町村募集区域83区域内、32市町村80区域で応募

②応募状況：件数**3,870件** 経営体**3,437** (56.0%) 借受希望面積**29,477.6ha** (22.7%)

※（ ）の割合は経営体は認定農業者（6,138）、借受希望面積は耕地面積（129,600ha）に占める割合です。

うち法人分	経営体数	331経営体	借受希望面積	11,969ha
法人割合	経営体数	9.6%	借受希望面積	40.6%

(2)借入・貸付の実績

事業初年度の平成26年8月1日より、農地所有者の『貸付希望者リスト』登録体制が整った市町村において受付が開始され、農地の出し手受け手のマッチングは同年10月より実施

致しました。

【H26年度からの累計実績（H27,11,未）】

- ①機構の借入状況（市町村農用地利用集積計画）
件数 6,404件 面積 5,292.9ha
- ②**機構の貸付状況（県農用地利用配分計画）**
件数 3,909件 面積 4,860.9ha
- ③機構の管理状況（貸付先が確定するまでの管理実施）
該当無し
- ④機構の条件整備状況（貸付のための簡易条件整備工事実施）
該当無し

【H28年度現在把握済実績（H27,11,未）】

- ①機構の借入状況
件数1,948件 面積1,474.2ha
- ②**機構の貸付状況**
件数1,327件 面積1,545.3ha ※過年度借入分の貸付も含まれます。
- ③機構の管理状況（貸付先が確定するまでの管理実施）
該当無し
- ④機構の条件整備状況（貸付のための簡易条件整備工事実施）
該当無し

IV 農地中間管理事業に係るH28重点的実施事項

1 機構理事長による市町村長等巡回訪問の継続的实施

- 市町村・JA等関係機関トップ及び産業界へ役員等による理解促進
- ・8月3日～10月等で実施中、土地改良区もH28から実施
- ・巡回による意見・要望は関係機関と速やかに共有し早期の改善・対応へ

2 担い手農業者組織等との事業連携協定締結

推進体制整備で説明済み。

<参考> 連携事項・内容と役割分担

- ①情報提供及び意見交換を目的とした定期的な連携に関する事。
- ②各組織における主催行事に関する事。
- ③市町村段階における人・農地プラン作成及び見直しに関する事。
- ④本事業の普及啓発活動及び積極的な活用に関する事。
- ⑤本事業の再配分調整活動に関する事。
- ⑥その他本事業推進に関する事。

3 農業委員会組織との連携強化（制度変更への対応）

新設される「農地利用最適化推進委員」との連携をはじめ遊休農地対策などの農業委員会組織の活動との連携を図る。

- ・8月に県農業会議と意見交換済み。
- ・県担当班（農地調整班・経営構造対策班）に調整依頼中。

<参考：H28年度中の農業委員会任期満了日>

新制度による、「農業委員」＋「農地利用最適化推進委員」体制整備が必要
村田町（H28,2,28）・加美町（H28,3,31）・川崎町（H28,4,15）
大河原町（H28,12,31）・柴田町（H29,2,28）

◎農地パトロール（耕作放棄地対策）での新たな対応（農地法第35条関連）

4 土地改良事業との一層の連携等

農地整備事業との連携強化及び農地耕作条件改善事業の活用に向け県土地連・土地改良区等との連携を図る。

- ・県農林水産部長名で「ほ場整備地区の全地区を農地中間管理事業の重点推進区域・モデル地区に設定」し積極的に事業活用することとし、全農地整備事業実施地区を重点実施区域及びモデル地区への指定を目指す。
- ・県土地連への業務委託による連携強化。

5 地域コーディネーターの倍増

事業開始3年目を迎え、普及啓発から一層の実務推進（事務処理支援・マッチング促進等）へ増員強化を図る。

- ・H27年度 7名体制 → H28年度14名体制の計画に対し、13名で活動中。
- ・地域CDへの具体的活動内容を例示し活動中。

6 農地中間管理システム等活用による業務改善・円滑化

宮城県機構開発帳票作成システム及び実績管理システム活用の他県機構と連絡協議会の立ち上げによる業務改善等の円滑化を図る。(H28,3,18第1回連絡協議会8機構で実施)

- ・賃借料一括前払制度対応のための管理システム改良済み。
- ・借入の農用地利用集積計画及び貸付の農用地利用配分計画のPDF化による管理。
→ 方針決定であり、今後実施する。
- ・システム運用機構連絡協議会(8機構)の開催・システム改善検討中。

7 実績分析と今後の推進方策検討

専門的視点からの実績分析による現状把握とその対策の検討を行い、適切な事業推進手法を確立する。

- ・東北大学への業務委託等

<業務内容>

- ・農地中間管理事業の一層の推進のため
- ・集落営農が盛んな地域における現状を調査・分析し、機構事業活用へ誘導するための方策等の提案
→ JA古川管内において、面談調査・アンケート調査を今後実施予定
※集落営農・転作からの機構活用方法の模索

8 畜産的利用拡大による農地集積と経営合理化の推進

草地・採草放牧地等の有効活用や水田での飼料用米等作付に向けた合理的な農地利用を推進する。

- ・県畜産課と農地中間管理事業の畜産的活用につき意見交換済。
- ・機構集積協力金と指定助成事業(農畜産業振興機構助成事業)と農地中間管理事業とのパッケージング手法の具体的検討に着手。
- ・畜産公共事業とのパッケージング手法の提案。
- ・酪農協へのアプローチ予定

9 機構事業活用の体系化

機構事業活用のメリットを具体化すること、及び、現場での推進を統一的に行うことを目的に機構事業と他事業のパッケージ化推進を図る。

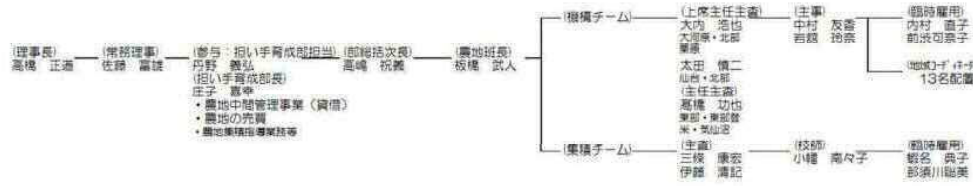
- ・他事業とのパッケージパンフ作成済み。
「農地中間管理事業と関連施策のイメージ」(H28,9配布済み)
- ・緑パンフ(7/27配布)と機構集積協力金パンフ(H28,5提供済)の有効活用
- ・先行事例集の作成によるヨコ展開実施
現在、県地方推進本部が中心となり作成中(H29,1配布予定)
- ・税制面からのアクション
機構へ長期貸付した農地の固定資産税の軽減措置と遊休農地には逆に固定資産税の課税強化をH28,4から実施。
10年以上:3年間の半額減額 15年以上:5年間の半額減額

10 その他

- ・事業周知及び事務改善への2通知
 - ①適正対応通知(協定先用H28,7,25)・・・機構フレーム再確認
 - ②窓口対応通知(H28,09,13 市町村・農委・JA用)・・・窓口配布資料例示
- ・農業参入情報(H28,9,7農業参入フェア2016in東京で相談受けた)
 - ①名取市(株)A社
名取市高館でワイン造りのためのブドウ栽培を計画(現在0.5ha→3ha程度へ)
 - ②名取市(株)B社
宮城県仙南管内(大河原・柴田・村田)で施設園芸・水稻作を3~5ha規模で農地斡旋要請有り。



宮城県農地中間管理機構 地域コーディネーター配置状況



【平成28年10月 3日時点】

地方振興事務所	普及センター	活動地域	市町村数	重点実施区域 うちモデール地区	氏名	駐在場所	顔写真
大河原	大河原	白石市・角田市・蔵王町・七ヶ宿町・大河原町 村田町・柴田町・川崎町・丸森町	9	角田市稲置地区 角田市毛置地区 村田町針生前地区 柴田町下名生地区 丸森町館欠南地区	吉野 文雄 (村田町在住) 栗野 由三 (丸森町在住)	J Aみやぎ仙南村田宮農センター ※吉野氏H27継続 ※栗野氏は10/03採用	吉野 C D 栗野 C D
仙台	仙台	名取市・岩沼市・亶理町・山元町 仙台市・多賀城市・松島町・七ヶ浜町 利府町・大和町・大郷町・富谷町・大衡村	9	仙台市岩切地区 仙台市吹原地区 名取市城内志村地区 名取市名取地区 岩沼市岩沼東部地区 岩沼市岩沼西部地区 岩沼市岩沼北部地区 岩沼市小川地区 多賀城市多賀城地区 山元町山元東部地区 山元町山元北部地区 山元町磯地区 七ヶ浜町七ヶ浜地区	菅原 好文 佐々木 三郎 (仙台市在住)	仙台地方振興事務所 農業振興部 ※菅原氏H27継続	菅原 C D 佐々木 C D
北部	大崎 美里	大崎市(旧古川・旧三本木・旧岩出山・旧崎子) 加美町・色麻町 大崎市(旧松山・旧鹿島台・旧田尻) 涌谷町・美里町	3 2	大崎市小迫地区 大崎市田尻地域域通木地区 色麻町高城地区 加美町雲地区 涌谷町涌谷台1地区 美里町青生地区	阿部 英美 山田 明 (大崎市在住) 櫻田 克雄 (涌谷町在住)	大崎市農林振興課 J Aみどりの涌谷農センター	阿部 C D 山田 C D 櫻田 C D
北部栗原	栗原	栗原市	1	栗原市下刈地区 栗原市上置地区	佐藤 和彦 高橋 万里夫 (栗原市在住)	北部地方振興事務所 栗原地域事務所農業振興部	佐藤 C D 高橋 C D
東部	石巻	石巻市・東松島市	2	石巻市河南4期地区 石巻市鮎川地区 石巻市桃生町5期地区 石巻市三輪田地区 石巻市大川地区 石巻市東松島市深谷地区 石巻市東松島市河南(4)地区 東松島市大曲地区 東松島市野蒜地区 東松島市西矢本地区 東松島市小野地区 東松島市西小松地区 東松島市奥松島地区	橋本 保雄 (石巻市在住)	J Aいしのまき河南宮農センター	橋本 C D
東部登米・気仙沼	登米 本吉	登米市 気仙沼市・南三陸町	1 2	登米市中山地区 登米市飯島地区 登米市迫川沿岸(5)地区 登米市米岡第1地区 登米市豊里(4)地区 登米市玉江(1)地区 登米市川前地区 南三陸町西戸川地区	菊地 治美 今野 守 伊辺 義博 (登米市在住)	登米市産業政策課 南三陸町第二庁舎 ※菊地氏H27継続	菊地 C D 今野 C D 伊辺 C D
		33市町村	33	47	26	13	

- ★地域コーディネーターの身分
農地中間管理機構(みやぎ農業振興公社)の非常勤職員
- ★地域コーディネーターの職務
主に「機構事業を重点的に実施する区域」における
①人・農地プラン(経営再編マスタープラン)の実現に向けた支援に関すること。
②農用地等の借入及び貸付のマッチングに関すること。
③農用地等の利用条件の改善に関すること。
④貸借地の利用状況の確認に関すること。
⑤その他理事長が必要と認めた事項。
- ★市町村等への委託業務との関係
委託者の立場に立つて、市町村等に対して必要な情報提供するとともに、委託業務への支援を行うもの。
- ★地方推進本部との関係
身分は機構職員ではあるものの、地方推進本部職員と密な連携・協力のもと事業推進に努めるもの。



平成28年度農地中間管理事業業務委託先一覧表

単位:円

業務委託先名	契約日	H28契約額	備 考	業務委託先名	契約日	H28契約額	備 考
<市町村>				<市町村公社>			
白石市	平成28年5月18日	100,000		角田市農業振興公社	平成28年4月1日	2,959,000	
角田市		0	農業振興公社で契約	市町村公社小計(1)		2,959,000	
蔵王町	平成28年4月1日	350,000		< JA >			
七ヶ宿町	平成28年4月1日	244,000		仙台農業協同組合	平成28年4月4日	14,300,000	
大河原町	平成28年4月1日	0		みやぎ互理農業協同組合		0	
村田町	平成28年4月1日	500,000		岩沼市農業協同組合	平成28年4月1日	0	
柴田町	平成28年4月1日	353,000		名取岩沼農業協同組合	平成28年4月1日	13,000,000	
川崎町	平成28年4月1日	371,000		あさひな農業協同組合	平成28年4月1日	638,000	
丸森町	平成28年4月4日	502,000		みやぎ仙南農業協同組合	平成28年4月1日	445,000	
仙台市	平成28年6月1日	3,000,000		古川農業協同組合	平成28年4月1日	6,137,000	
名取市	平成28年4月1日	1,069,000		加美よつば農業協同組合	平成28年4月1日	2,001,000	
多賀城市	平成28年4月1日	175,000		いわでやま農業協同組合	平成28年4月1日	1,335,000	
岩沼市	平成28年4月1日	505,000		みどりの農業協同組合	平成28年4月1日	2,588,000	
亘理町	平成28年4月1日	637,000		栗っこ農業協同組合	平成28年4月1日	6,800,000	
山元町	平成28年4月1日	200,000		みやぎ登米農業協同組合	平成28年4月1日	15,000,000	
松島町	平成28年4月1日	300,000		南三陸農業協同組合	平成28年4月1日	1,442,000	
七ヶ浜町	平成28年4月4日	0		いしのまき農業協同組合	平成28年4月1日	5,514,000	
利府町	平成28年5月25日	0		JA 小計(13)		69,200,000	
大和町	平成28年4月8日	213,000		< その他 >			
大郷町	平成28年4月1日	916,000		宮城県土地改良事業団体連合会		2,500,000	
富谷市	平成28年5月25日	50,000		東北大学		1,000,000	
大崎市	平成28年4月8日	2,273,000		その他 小計(2)		3,500,000	
加美町	平成28年4月1日	300,000					
色麻町	平成28年4月1日	224,000					
涌谷町	平成28年4月1日	102,000					
美里町	平成28年4月1日	2,719,000					
栗原市	平成28年4月1日	1,405,000					
登米市	平成28年4月1日	5,326,000					
石巻市	平成28年4月1日	161,000					
東松島市	平成28年4月1日	122,000					
気仙沼市	平成28年5月25日	898,000					
南三陸町	平成28年4月1日	290,000					
市町村小計(32)		23,475,000		合 計(48)		99,134,000	